

■6事業における課題と主な取組及び指標の見直し

協議事項

資料2

現行計画（2018）			
事業	課題	主な取組（施策）	指標
周産期	<p>○分娩取扱施設が減少する中においても、産婦人科救急医療体制を安定的に維持するため、参画医療機関の確保が必要です。</p> <p>○医療機関が妊産婦等の重症度・緊急度に応じて適切な機能分担をすることができるよう、連携体制の強化が必要です。</p> <p>○産婦人科救急医療機関の負担軽減のため、産婦人科救急医療機関の適正利用について、市民への普及啓発が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療情報ポータルサイトの構築 産婦人科救急医療体制の運営 救急安心センターさっぽろの運営 産婦人科救急情報オペレート事業 医療機能分化に係る情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関 夜間におけるNICU空床確保率
小児	<p>○二次救急医療機関制度の参画医療機関が減少していることから、小児救急医療体制の安定的維持のため、参画医療機関の確保が必要です。</p> <p>○医療機関が患者の重症度・緊急度に応じて適切な機能分担をすることができるよう、連携体制の強化が必要です。</p> <p>○救急搬送される小児の傷病者の多くが軽症であることから、小児救急医療機関の適正利用について、市民に普及啓発し、適正な受療行動を促すことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の普及促進 救急医療機関制度の運営 医療機能分化に係る情報提供 救急安心センターさっぽろの運営 子どもの急病に関する普及啓発 医療ポータルサイトの構築 子どもの心の専門医の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療機関制度参画医療機関数（小児）

新計画（2024）（案）			
事業	課題	主な取組（施策）	指標
周産期	<p>○分娩取扱施設が減少する中においても、産婦人科救急医療体制を安定的に維持するため、産婦人科救急医療体制の検証が必要です。</p> <p>○医療機関が妊産婦等の重症度・緊急度に応じて適切な機能分担し安全な周産期医療の提供ができるよう、連携体制の強化が必要です。</p> <p>○産婦人科救急医療機関の適正利用を促すため、市民への相談窓口等の普及啓発が必要です。</p> <p>○医療的ケア児等が生活の場にて療養・療育できる体制の推進が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療体制などにかかる市民への情報発信 産婦人科救急医療体制の運営 救急安心センターさっぽろの運営 産婦人科救急情報オペレート事業 医療機能分化に係る情報提供 在宅医療の普及と多職種連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児死亡率 周産期死亡率 妊産婦死亡率 産婦人科救急情報オペレート事業における相談件数 産婦人科三次救急第一優先病院選定率 夜間におけるNICU空床確保率
小児	<p>○二次救急医療機関制度の参画医療機関が減少していることから、小児救急医療体制の安定的維持のため、小児旧医療体制の検証が必要です。</p> <p>○医療機関が患者の重症度・緊急度に応じて適切な機能分担をすることができるよう、連携体制の強化が必要です。</p> <p>○救急搬送される小児の傷病者の多くが軽症であることから、小児救急医療機関の適正利用を促すため、市民に相談窓口を普及啓発し、適正な受療行動を促すことが必要です。</p> <p>○医療的ケア児等が生活の場にて療養・療育できる体制の推進が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の普及促進 救急医療機関制度の運営 医療機能分化に係る情報提供 救急安心センターさっぽろの運営 在宅医療の普及と多職種連携の推進 地域の医療体制などにかかる市民への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児死亡率 救急救急搬送される小児のうち軽症の割合 救急安心センターさっぽろへの相談件数（小児） 搬送困難事案数（小児科）

■6事業における課題と主な取組及び指標の見直し

現行計画（2018）			
事業	課題	主な取組（施策）	指標
救急	<p>○救急告示医療機関制度や小児科及び外科系の二次救急医療機関制度の参画医療機関が減少していることから、救急医療体制の安定的維持のため、参画医療機関の確保が必要です。</p> <p>○救急搬送される傷病者の増加に対応するため、救急医療機関の機能と役割を明確にし、適正に患者を搬送できる体制の構築が必要です。</p> <p>○救急車や救急医療機関の適正利用について、市民に普及啓発し、適正な受療行動を促すことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間急病センター運営事業 ・救急医療機関制度の運営 ・救急医療機関の適切な利用の推進 ・AEDの普及 ・医療機能分化に係る情報提供 ・消防と医療の連携強化 ・医療情報ポータルサイトの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急告示参画医療機関数 ・救急安心センターさっぽろ相談件数
災害	<p>○札幌市災害時基幹病院制度など災害医療提供体制の整備後一定期間が経過していることから災害医療体制の再検証が必要です。</p> <p>○救護班の調整等のコーディネート機能を担う医療対策本部の機能強化が必要です。</p> <p>○被災時において、限られた医療資源で最大限の機能を発揮するため、災害時基幹病院を中心とした地域医療機関等の機能と連携の強化が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害医療体制の強化 ・医療救護活動に携わる職員の災害対応力向上研修 ・医療機関における防災体制の強化支援 ・医療情報ポータルサイトの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合 ・訓練に参加する医療機関数

新計画（2024）（案）			
事業	課題	主な取組（施策）	指標
救急	<p>○救急搬送される傷病者および高齢者の救急搬送の増加に対応するため、救急医療機関や救急医療機関からの転院を受け入れる医療機関について、その機能と役割を明確にし、適切に救急患者に対応できる体制の構築が必要です。</p> <p>○救急医療体制の安定的維持のため、搬送データ等に基づく救急医療体制の定期的な検証および検討が必要です。</p> <p>○救急車や救急医療機関の適正利用や人生会議（ACP）について、市民に普及啓発し、適切かつ本人等の意思を尊重した受療行動を促すことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急安心センター札幌の運営 ・夜間急病センター運営事業 ・救急医療機関制度の運営 ・後方支援体制の整備 ・救急医療にかかる情報発信及び普及啓発 ・AEDの普及 ・医療機能分化に係る情報提供 ・消防と医療の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急安心センターさっぽろ相談件数 ・救急安心センターさっぽろ（#7119）の認知度 ・応急手当について学んだことがある人の割合 ・休日・土曜午後救急当番医療機関受診者数 ・救急搬送人員数 ・救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間 ・救急搬送困難事案数 ・後方支援病院への転院搬送件数
災害	<p>○被災時において、限られた医療資源で最大限の機能を発揮するため、災害拠点病院、災害時基幹病院および拠点病院・基幹病院以外の医療機関が、地域における機能や役割に応じた医療提供を行える体制の整備と連携の強化が必要です。</p> <p>○救護班の調整等のコーディネート機能を担う医療対策本部の機能強化が必要です。</p> <p>○在宅酸素患者や透析患者など、日常生活において医療的な支援が必要な方に対する災害時医療提供体制の整備が必要です。</p> <p>○自然災害（地震、風水害、雪害など）や事故災害（鉄道災害、道路災害、大規模な火事災害など）の種類や規模に応じて必要な災害医療体制の構築が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時基幹病院制度の運営 ・災害時基幹病院運営協議会 ・医療的な支援が必要な方に対する災害医療体制の整備 ・災害の種類や規模に応じた医療体制の整備 ・災害対応にかかる研修および訓練 ・災害医療に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に参加する医療機関数 ・EMIS研修への参加医療機関の割合（拠点） ・EMIS研修への参加医療機関の割合（拠点以外） ・災害時医療体制を理解している在宅酸素患者・透析患者対応医療機関の割合 ・災害研修及び訓練の実施回数

■6事業における課題と主な取組及び指標の見直し

現行計画（2018）			
事業	課題	主な取組（施策）	指標
在宅	<p>○在宅医療提供施設が全国水準よりも少ないことから、在宅医療への参入を支援するため、看取りを含め、24時間いつでも往診や訪問看護の対応が可能な連携体制や、急変時等の入院医療機関における円滑な受入れといった後方支援体制の強化が必要です。</p> <p>○在宅医療需要の増加に対応するため、在宅医療を担う医療従事者の確保が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業 ・医療情報ポータルサイトの構築 ・在宅医療・介護従事者の意見交換会 ・地域連携クリティカルパスの推進 ・在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営 ・在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進 ・医療機能分化に係る情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅看取りを実施する医療機関の割合 ・訪問診療を提供する医療機関の割合
新興感染症	(新規)	(新規)	(新規)



新計画（2024）（案）			
事業	課題	主な取組（施策）	指標
在宅	<p>○在宅医療需要のさらなる増加に対応するため、在宅医療への参入を支援する医療機関同士の連携体制（24時間の往診・看取りにかかる支援や急変時の入院受入等）の整備や在宅医療を担う医療従事者の確保が必用です。</p> <p>○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、多職種における連携や情報共有の体制を強化し、在宅医療の質を向上させることが必用です。</p> <p>○市民が在宅医療に関する基礎知識や相談窓口等を理解し、本人が希望する治療・療養について家族や医療従事者と前もって考え、繰り返し話し合い、共有することが出来るよう、在宅医療に関する情報発信の強化が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・研修 ・グループ診療体制の整備 ・市民向け周知・啓発 ・多職種等における情報共有・連携推進 <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の整備 ・医療機能分化に係る情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療を受けた患者数 ・訪問看護利用者数 ・訪問歯科診療を受けた患者数 ・看取り数 ・在宅医療を受けている市民のうち満足している人の割合 ・退院調整支援担当者を置いている病院数 ・訪問診療を実施している医療機関数 ・訪問看護事業所数 ・歯科訪問診療を実施している歯科診療所数 ・訪問薬剤管理指導を実施している薬局・医療機関数 ・訪問リハビリテーションを実施している医療機関・介護施設数 ・訪問栄養食事指導を実施している医療機関数・介護施設数 ・往診を実施している医療機関数 ・24時間体制を取っている訪問看護ステーションの割合 ・在宅看取り（ターミナルケア）を実施している医療機関数 ・在宅看取り（ターミナルケア）を援助している介護保険サービス事業者の割合 ・在宅療養支援病院・診療所数 ・主治医・副主治医制度による他医療機関への支援回数
新興感染症	(北海道の計画を踏まえ記載)	(北海道の計画を踏まえ記載)	(北海道の計画を踏まえ参考値として記載)